

平成29年9月26日

社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会
社会資本メンテナンス戦略小委員会（第3期）について（案）

社会資本整備審議会
交通政策審議会技術分科会 技術部会

1. 経緯

国土交通省では、平成24年7月に国土交通大臣から社会資本整備審議会及び交通政策審議会（以下、「審議会」という）に、「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」の諮問が行われた。本諮問を受け、審議会は、同年同月に社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会（以下、「技術部会」という）にこれを付託し、更に技術部会では、社会資本メンテナンス戦略小委員会（以下、「小委員会」と言う）を設置して、これまで18回にわたり調査審議を進め、以下の答申・提言をとりまとめた。

- ・平成25年12月 「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」答申
- ・平成26年8月 「民間資格の登録制度の創設について」提言
- ・平成27年2月 「市町村における持続的な社会資本メンテナンス体制の確立を目指して」提言
「社会資本のメンテナンス情報に関わる3つのミッションとその推進方策」提言

国土交通省では平成25年をメンテナンス政策元年と位置付け様々な取組を進めてきたところであるが、的確な維持管理に向けて体制や予算等の見通しを持つことが出来ず社会資本の管理責任を果たせなくなるおそれのある市町村も未だ多いと想定される。

このため、メンテナンス政策元年から5年が経過するのにあたり、施策の進捗や市町村の動向等を把握してこれまでの取組のレビューを行うとともに、今後の取組の方向性について検討を行う。

2. 主な検討事項

- ・これまでの取組のレビュー
 - 1) 市町村における持続的な社会資本メンテナンス体制
 - 2) 社会資本のメンテナンス情報
 - 3) 民間資格の登録制度
 - 4) 答申以降の国土交通省や地方自治体の取組等の動向
- ・今後の取組の方向性

3. 審議のスケジュール

平成29年度内にはこれまでの取組のレビューを行い、平成30年度以降、今後の取組の方向性について検討を行う。

社会資本メンテナンス戦略小委員会の経緯

平成 24 年

7 月 31 日 社会資本メンテナンス戦略小委員会 設置

平成 25 年

1 月 30 日 緊急提言「本格的なメンテナンス時代に向けたインフラ政策の総合的な充実」

5 月 30 日 中間答申「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」

10 月 4 日 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議の設置

11 月 29 日 インフラ長寿命化基本計画 策定

12 月 25 日 答申「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」公表

平成 26 年

4 月 16 日 社会資本メンテナンス戦略小委員会（第 2 期）開催

（以下の 4 つのテーマについて検討）

- ・点検・診断に関する資格制度の確立
- ・維持管理を円滑に行うための体制、地方公共団体等の支援方策
- ・維持管理・更新に係る情報の共有化、見える化
- ・メンテナンス技術の国際化

4 月 22 日 公共施設等総合管理計画策定の要請（総務省）

5 月 21 日 国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画） 策定

8 月 22 日 緊急提言「民間資格の登録制度の創設について」の公表

平成 27 年

2 月 27 日 「市町村における持続的な社会資本メンテナンス体制の確立を目指して」の公表

「社会資本のメンテナンス情報に関わる 3 つのミッションとその推進方策」の公表

平成 28 年

2 月 29 日 社会資本整備審議会・交通政策審議会 第 17 回技術部会

「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」（答申）のフォローアップと報告

平成 29 年

3 月 31 日 公共施設等総合管理計画策定率 98%を達成

今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について 答申の概要

主旨 維持管理・更新に関する現状と課題を踏まえ、今後目指すべき社会資本の維持管理・更新の方向性、戦略的な維持管理・更新に関する基本的な考え方及び国土交通省等が重点的に講ずべき具体的施策に関して、技術部社会資本メンテナンス戦略小委員会（平成24年7月設置）において審議し、取りまとめたもの。

第1章 維持管理・更新の現状と課題

- 社会経済情勢とこれまでの取組
- 国土交通省所管施設の実態と課題
- これまでの維持管理・更新に関する技術的進歩の推移と課題

第2章 今後目指すべき社会資本の維持管理・更新の方向性

- ・国民の安全、社会経済活動を支えている社会資本の維持管理・更新の重要性
- ・社会資本の維持管理・更新に重点をおいた体制の構築
- ・幅広い分野に及び性質が異なる社会資本の条件を考慮した課題の検討
- ・国民と一体となった社会資本の維持管理への取組の実現

第3章 戦略的な維持管理・更新に関する基本的な考え方

社会資本によって人々にもたらされる恩恵が次世代へも適切に継承されるよう、今後目指すべき**10の基本的な考え方**を整理

- 国の責務
- 国民の理解と協力の促進
- 社会資本としての役割を持続的に発揮させるための維持管理・更新
- 安全・安心を確保するための維持管理・更新
- 豊かな暮らし・環境や活力ある経済社会を実現するための維持管理・更新
- 分野横断的な連携、多様な担い手との連携
- 維持管理・更新の重点化
- 機能・費用のバランスの取れた維持管理・更新
- ストック全体を見渡した調査・診断、評価及び活用
- 技術開発の推進
- 分野横断的な連携、多様な担い手との連携

第4章 戦略的な維持管理・更新のために重点的に講ずべき施策

現在直面している課題を克服するために**国土交通省等が重点的に講ずべき具体的施策を提言**

2. 維持管理・更新をシステムチックに行うための取組

- 維持管理・更新への「戦略的メンテナンス思想」の導入
- 維持管理・更新をシステムチックに行うための業務プロセスの再構築
- 長期的視点に立った維持管理・更新計画の策定
- 維持管理・更新に係る予算確保
- 維持管理・更新に係る入札契約制度の改善
- 維持管理・更新に軸足を置いた組織・制度への転換
- 施設の点検・診断、評価、設計及び修繕等を適切に実施するための技術者・技能者の育成・支援、資格制度の確立

1. 施設の健全性等を正しく着実に把握するための取組

- 全ての施設の健全性等を正しく着実に把握するための仕組みの確立
- 維持管理・更新に係る情報の収集・蓄積とカルテの整備
- 施設の健全性等及びその対応方針の国民への公表と国民の理解と協力促進

3. 維持管理・更新の水準を高めるための取組

- 効率的・効果的な維持管理・更新のための技術開発等
- 分野や組織を超えた連携と多様な主体との連携等
- 地方公共団体等への支援
- 地方公共団体等が円滑に維持管理・更新を行うための枠組みの提示

市町村における持続的な社会資本メンテナンス体制の確立を目指して 概要

市町村が施設管理者としての責務を果たすための、持続的な維持管理体制の確立に向けて、国、都道府県等による市町村支援の今後の方向性と具体的施策をとりまとめ

【1. 市町村を取り巻く現状と課題】

(1) 市町村を取り巻く維持管理の現状

- 今後、高度成長期以降に整備された社会資本が急速に老朽化
- 法令・基準類の整備に伴う、維持管理の責務の具体化・明確化

(2) 的確な維持管理を実施する上での課題

- 市町村は人員面、技術面、財政面での課題が存在
- 一部市町村において社会資本の管理責任を果たせないおそれが懸念

【2. 支援の基本的な考え方と検討の方向性】

(1) 支援の基本的な考え方

- ① 市町村が施設管理者としての責務を果たすことができる仕組みの構築
- ② なお不足する部分について国、都道府県等が役割を踏まえ対応

(2) 検討の方向性

＜総力戦による支援体制構築＞

- ① 人員、技術力に課題が多い市町村の体制強化
- ② 国や都道府県等による技術的支援

※この方向性は、市町村の人員・技術力が課題となっている社会資本分野を想定しているが、それ以外の主体・分野にも参考となる。

人員・技術力・財政が不足している市町村の維持管理体制に知恵・人・技を緊急投入（持続的な維持管理体制を実現）

【3. 具体的施策】

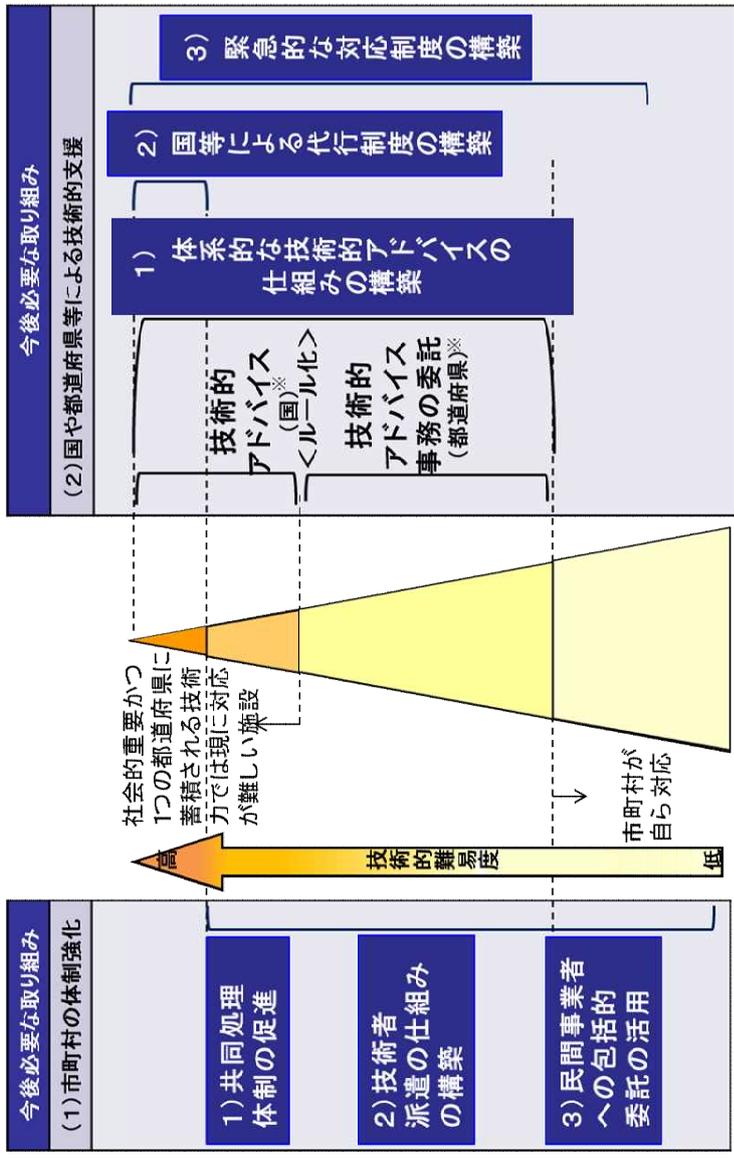
(1) 市町村の体制強化

- 1) 共同処理体制の促進
 - ・点検・診断、修繕工事等における共同処理の取組の実施と全国での普及
- 2) 技術者派遣の仕組みの構築
 - ・保有資格、経験等を明らかにする技術者登録制度の検討
 - ・民間企業等の技術レベル等をあらかじめ評価し、市町村による民間企業等の選定に資する仕組みを検討
 - ・技術者の活用に対する国からの経費の支援を検討
- 3) 点検・診断、補修・修繕の民間事業者への包括的委託の活用
 - ・従来行政が担ってきた事務の一部について、民間等の技術力を活用
 - ・点検・診断から補修・修繕までの包括的委託等を推進

(2) 国や都道府県等による技術的支援

- 1) 体系的な技術的アドバイスの仕組みの構築
 - ・市町村に対する技術的アドバイスについて、対応する手順等のルール化
 - ・都道府県や所管団体、民間企業の活用等による体制強化の仕組み構築
 - ・市町村に対して技術的支援を実施する専門組織の構築
- 2) 点検・診断、補修・修繕に関する国等による代行制度の構築
 - ・点検・診断から修繕設計・工事等まで一貫できる代行制度の仕組みを構築
- 3) 緊急的な対応制度の構築
 - ・緊急時に、国が技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、組織・財源措置等の必要な制度を構築

＜国と都道府県の役割の考え方＞



※当該シナリオは道路や河川等、国が管理者として高度な技術や幅広い知見を有する分野を想定して作成。一方、下水道のように国が管理者としての立場を有しておらず、技術の階層に差がないことから、水平連携による体制整備が進んでいる施設分野もあり。

社会資本のメンテナンス情報に関する3つのミッションとその推進方策 概要

3つのミッション

- ・国や地方公共団体等は、今後、「現場のための正確な情報の把握・蓄積」「国民の理解と支援を得るための情報の見える化」「メンテナンスサイクルを着実に回すための情報の共有化」の、社会資本のメンテナンス情報に関わる3つのミッションを推進
- ・特に重要な情報については、施設の点検が一巡する最初の5年間に、国・都道府県・市町村等の全ての施設管理者が協力し確実に施策を実施

ミッション1：現場のための正確な情報の把握・蓄積

意義

- 科学的かつ合理的なメンテナンスの実施
- 施設管理者による主体的かつ積極的なメンテナンスの実施

留意事項

- ・職員の負担、費用の増加への対応
- ・市町村等の人員不足への支援

①施設台帳等の確実な整備

- ・施設台帳等の整備・更新を確実に実施
- ・施設の点検結果、健全性の評価等の情報について施設台帳等に記録（標準書式の整備）

②点検結果等の記録の徹底

- ・点検結果等の正確な記録の徹底
- ・維持管理情報の充実・蓄積

③データ入力様式の標準化

- ・標準様式の作成など施設分野ごとにデータ入力省力化・標準化を推進
- ・点検業者等による点検結果の入力等を推進

④社会資本情報の集約化・電子化

- ・維持管理に関する情報を集約しデータベースを作成、二次利用可能な形式で電子化

⑤社会資本情報プラットフォームの構築

- ・各分野のデータベースから必要な基本情報を収集・集計整理し、横並びで閲覧・検索

ミッション2：国民の理解と支援を得るための情報の見える化

意義

- 社会資本の現状・課題等の周知、国民の支持・支援
- 健全性が著しく低い施設、対応措置等の情報提供、事故・災害リスクの低減
- 施設の転用・統廃合・除却、費用負担等への理解・協力
- 施設の適正利用の促進
- 施設点検等への自主参加の促進
- 行政の取組状況の確認、住民との信頼構築

留意事項

- ・テロや犯罪などを誘発する可能性のある情報の選別
- ・情報セキュリティ対策

国民

情報公開・理解促進

- ①施設の健全性等の集計情報の公表
 - ・健全性等の現状を施設分野ごとに公表
 - ・国・地方公共団体等別にわかりやすく公表
 - （点検実施率、健全性の評価別施設割合）
 - 要対策老朽施設化リスト など
 - ・学術団体等による評価の取り組みへの協力
- ②個別施設の点検結果等の公表
 - ・施設名、所在地、建設年度 など
 - ・点検実施年度（最新）、健全性の評価 など
- ③インフラメンテナンス情報ポータルサイトの開設
 - ・国、地方公共団体等の様々な情報を公表
 - 転用・統廃合・除却事例、劣化、崩落事例など
- ④地域住民との協働による点検等の実施
 - ・地域住民等との協働による点検、美化活動等
 - ・地域住民等からの提供情報の受取体制構築

国・地方公共団体等

意義

- 国や地方公共団体等の施設管理者
 - 維持管理レベルの確認（自己診断の実施）
 - 目標設定、達成状況確認
 - 職員のスキルアップ
 - 危機意識を促す
- 指導的役割を担う国や都道府県
 - 点検状況等のモニタリング
 - 市町村への助言・指導
 - 戦略的マネジメントの推進
 - 市町村支援への活用

留意事項

- ・記載方法等の統一化
- ・システム間の連携 など

メンテナンスの確実な実施

- ①施設情報の階層化
 - ・国が全施設共有化すべき重要情報
 - ・施設管理者が取得すべき情報
- ②進捗状況・管理指標の共有
 - ・全国的な傾向・ベンチマーク分析
- ③最新の技術関連情報の共有
 - ・技術開発の状況
 - ・維持管理研修等の実施状況 など
- ④メンテナンスに関する会議の設置・活用
 - ・施設管理者がデータ共有・進捗管理
- ⑤施設的设计・施工等の情報との連携
 - ・新設時の情報との連携（CIMなど）

留意事項

- ・データ流出への対応
- ・損害賠償への対応 など

ミッション3：メンテナンスサイクルを着実に回すための情報の共有化

意義

- 民間企業・大学等の研究機関
 - 効率的なメンテナンスの実現
 - メンテナンス技術の高度化
 - 民間主導による研究技術開発促進
 - メンテナンス産業発展への貢献

研究・技術開発促進

- ⑥研究・技術開発と連携したデータの提供
 - ・研究・技術開発に有用なデータ提供
 - ・公開可能な情報のデータカタログを作成
 - ・目的等の明確化、結果のフィードバック
- ⑦相談窓口の設置
 - ・研究・技術開発に資するデータ提供に関する相談窓口を設置

留意事項

- ・データ流出への対応
- ・損害賠償への対応 など

※情報の共有にあたっては「一般向け」「研究者向け」「研究者向け」などアクセス対象者を設定

施策の実現に向け併せて実施すべき事項

- ①国・都道府県等による市町村支援の実施
- ②取り組み状況等の見える化
- ③インフラメンテナンス国民会議（仮称）の設置
- ④インフラメンテナンスに関する表彰制度の創設